

## 岡山大学 全学教育・学生支援機構 スポーツ教育教員公募要領

1 採用人員 1名

2 採用職種 助教

3 所属 全学教育・学生支援機構（基幹教育センター教養教育部門 [スポーツ教育担当]）

4 担当業務

(1) 主に教養教育科目のスポーツ教育関連科目(スポーツ演習, 健康・スポーツ科学(講義))を年16コマ以上担当。そのうち、「みるスポーツ演習」あるいは「支えるスポーツ演習」を年1コマ以上担当。

\* 本学では、大学院及び夜間主コースを除き、50分授業・4学期制を取っています。

上記の1コマとは、50分×16回(試験を含む)の1授業を指します。

(2) スポーツ教育(オンライン教育を含む)に関する評価および改善

(3) スポーツ支援室の管理運営および正課外活動支援

(4) 地域のスポーツ団体, 教育機関等との連携

(5) その他, 機構長が求める業務

5 応募資格

(1) 博士の学位もしくはこれに相当する教育・研究実績を有する者

(2) スポーツ教育関連科目を担当できる者

(3) 正課外活動を支援できる者

(4) 地域のスポーツ団体等と連携して活動できる者

6 採用予定日 令和4年4月1日

7 任期 テニユア・トラック制(期間5年)が適用されます。なお、岡山大学全学教育・学生支援機構におけるテニユア・トラック制に関する内規に従い、審査を行います。適格と判定された場合は、翌年度から任期の定めのない教員となります。(詳細は、添付資料のとおり)

8 処遇等 就業関係:国立大学法人岡山大学就業規則等による

給与関係:国立大学法人岡山大学年俸制適用職員給与規則等による

【参考】岡山大学公式ホームページ規則集

<http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/kisoku.html>

9 応募書類 (1) 履歴書(写真添付のこと) (様式1)

(2) 教育業績目録 (授業内容については簡潔な説明をつけてください。教科書がある場合は主要なもの1点の実物かコピーを送付のこと) (様式2)

(3) 研究業績目録(主要業績3点に○印を付すこと) (様式3)

単著, 共著の別を明記し, 共著の場合は共著者の氏名, 本人の分担を明記してください。

(4) ○印を付した3点の主要著書・論文(抜刷り・コピーも可)

(5) 上記主要業績の梗概(日本語で各400字程度)(様式4)

(6)大学のスポーツ教育に対する見解と抱負を1,000字程度にまとめたもの(様式5)

(7)推薦状1通,及びその推薦者とこの方以外に応募者について意見を伺える方2名の氏名,所属,連絡先(様式6)

※本学所定様式は,岡山大学ホームページ(教職員募集情報):

<http://www.okayama-u.ac.jp/user/jinji/bosyu/kyoiku/kyoiku.html>

又は研究者人材データベース(JREC-IN): <http://jrecin.jst.go.jp> からダウンロードできます。

10 応募締切日 令和3年9月6日(月)必着

11 面接 書類による選考を行った上,最終選考の過程でプレゼンテーションを含む面接を行います。その際は,別途連絡します。旅費等は本人の負担となります。なお,状況によってはオンラインで行う場合もありますので,あらかじめご了承ください。

12 応募書類送付先

〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1

岡山大学 全学教育・学生支援機構 基幹教育センター長

応募書類の封筒には「スポーツ教育教員応募書類在中」と朱書し,書留便で送付してください。

応募書類は返却いたしません。あらかじめご了承ください。

13 照会先 岡山大学 全学教育・学生支援機構 基幹教育センター 鈴木 久雄

[hsuzuki@okayama-u.ac.jp](mailto:hsuzuki@okayama-u.ac.jp)

電話での問い合わせは受け付けていません。

14 その他 (1)選考の進捗状況に応じて,提出書類の追加をお願いする場合があります。  
(2)適任者がいないと判断された場合は,再公募を行うことがあります。  
(3)岡山大学では,男女共同参画を推進し,女性教員をサポートしています。女性の積極的な応募を歓迎します。  
(4)提出書類については,個人情報保護の観点から,本選考に関する用途以外には一切使用いたしません。

## 岡山大学全学教育・学生支援機構におけるテニユア・トラック制に関する内規

平成28年7月29日  
全学教育・学生支援機構長裁定  
機構内規第9号

改正 平成29年2月13日内規第1号

改正 平成30年3月30日内規第6号

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人岡山大学のテニユア・トラック制に関する規則（平成22年岡大規則第24号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、岡山大学全学教育・学生支援機構（以下「機構」という。）におけるテニユア・トラック制に関し、必要な事項を定めるものとする。

(テニユア・トラック教員の採用)

第2条 機構に教員を新たに採用（他部局からの昇任及び配置換えを含む。）するときは、原則としてテニユア・トラック制により採用する。ただし、学長がテニユア・トラック制によらない採用が必要と判断したときは、テニユア・トラック制によらない採用ができるものとする。

2 テニユア・トラック制により採用する教員（以下「テニユア・トラック教員」という。）は、教授、准教授、講師及び助教とする。

(募集方法)

第3条 テニユア・トラック教員の採用にあたっては、原則として公募を行うものとする。ただし、公募によることが適切でないとは判断される場合には、学長の承認を得て、公募によらない選考をすることができるものとする。

(同意)

第4条 規則第6条第1項の規定に基づき、テニユア・トラック教員として採用される者から同意を得る場合は、就任同意書（別紙様式第1号）によるものとする。

(テニユア・トラック期間)

第5条 テニユア・トラック期間は、5年とする。

2 前項の規定にかかわらず、テニユア・トラック教員の教育研究活動の進捗状況等により、テニユア・トラック期間を短縮することが適当と認められる場合は、テニユア・トラック期間を短縮することができるものとする。

3 機構に所属する教員がテニユア・トラック期間中に昇任する場合にあつては、岡山大学全学教育・学生支援機構長（以下「機構長」という。）が適当と認める場合に限り、当該テニユア・トラック期間を継続することができるものとする。ただし、教授に昇任する場合にあつては、当該テニユア・トラック期間は継続しない。

4 本学他部局のテニユア・トラック教員が、当該テニユア・トラック期間中に機構に異動する場合は、機構長が適当と認める場合に限り、当該部局において勤務したテニユア・トラック期間を第1項の期間に算入することができる。

(中間評価)

第6条 テニユア・トラック教員の教育研究活動の進捗状況等を評価するため、中間評価を

行い、今後の展開について指導及び助言を行うものとする。

- 2 テニユア・トラック教員は、採用日から3年目が終了する日までに、中間評価申請書（別紙様式第2号）及び研究業績等を機構長に提出し、中間評価実施の申請を行うものとする。なお、前条第4項により本学他部局で勤務したテニユア・トラック期間を算入した場合における中間評価は、本学他部局で勤務したテニユア・トラック期間を含めて3年目が終了する日までに実施することを原則とする。
- 3 機構長は、前項の申請を受け、速やかにテニユア・トラック教員中間評価委員会（以下「中間評価委員会」という。）を設置する。
- 4 中間評価委員会は、書面審査及び面接審査等により中間評価を行い、終了後、速やかに、当該中間評価の結果を機構長に報告し、機構長はその結果をテニユア・トラック教員に説明するものとする。

（中間評価の実施時期の延期）

第6条の2 テニユア・トラック教員が中間評価の実施時期に次の各号に掲げる事由により中間評価を受けることができない場合は、前条第2項の規定にかかわらず、職務に復帰した後に中間評価実施の申請を行うものとする。ただし、職務復帰からテニユア・トラック期間が満了する日までの間が1年以下の場合は、中間評価を実施しない。

- 一 産前休暇及び産後休暇
- 二 育児休業及び育児短時間勤務
- 三 介護休業
- 四 病気休暇
- 五 病気休職

（テニユア審査）

- 第7条 テニユア審査は、テニユア・トラック期間が満了する6月前までに行うものとし、結果は、速やかに当該テニユア・トラック教員に通知する。
- 2 中間評価において、既にテニユア審査基準を満たしていると認められた者については、速やかにテニユア審査を行う。
- 3 中間評価において、テニユア審査の実施時期を繰り上げることが適当と認められた者（前項に該当する者を除く。）については、テニユア・トラック期間の4年目が終了する日の6月前までにテニユア審査を行うことができる。

（テニユア審査の手続き）

- 第8条 テニユア審査を希望する教員（以下「テニユア申請教員」という。）は、テニユア・トラック期間が満了する9月前までに、テニユア審査申請書（別紙様式第3号）に研究業績等の書類を添えて、機構長に提出するものとする。
- 2 機構長は、前項の申請があった場合は、速やかにテニユア・トラック教員テニユア審査委員会（以下「審査委員会」という。）を岡山大学全学教育・学生支援機構運営会議（以下「運営会議」という。）に設置し、書面審査、面接審査及びプレゼンテーション等によりテニユア申請教員のテニユア審査を行う。
- 3 審査委員会が必要と認めた場合は、テニユア申請教員の関連専門領域の教授等に諮問し、又は当該テニユア申請教員から説明を求めることができる。
- 4 運営会議は、第2項の審査結果に基づき、テニユア付与の適否を審議し、機構長は、その結果を学長に報告する。

- 5 機構長は、学長がテニユア付与の可否について決定した後、当該決定について遅滞なくテニユア審査結果通知書（別紙様式第4号）により、当該テニユア申請教員に通知する。
- 6 前項の通知は、テニユア審査申請書を受理した日から3月以内に行うものとする。

（委員会）

第9条 中間評価委員会及び審査委員会（以下「委員会」と総称する。）は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、当該委員が、中間評価を申請したテニユア・トラック教員又はテニユア申請教員である場合は、審査に加わることはできない。

- 一 機構長
  - 二 副機構長のうち機構長が指名する者
  - 三 中間評価を申請したテニユア・トラック教員又はテニユア申請教員が所属するセンター（以下「該当センター」という。）の長
  - 四 該当センター副センター長（教授である者に限る。）
  - 五 運営会議委員（教員の人事のための教育研究業績の審査をする場合の委員に限る。）のうち機構長が指名する者
  - 六 その他機構長が必要と認めた者
- 2 委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。
  - 3 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
  - 4 委員会は、委員の4分の3以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。

（審査項目及び審査基準）

第10条 テニユア審査の審査項目は次に掲げる項目とし、審査基準は別表のとおりとする。

- 一 教育及び機構・センター業務
  - 二 研究活動
  - 三 社会貢献及び管理・運営
  - 四 その他
- 2 審査項目及び審査基準については、前項に定めるもののほか、別に定めることができる。

（テニユアの再審査）

第11条 テニユア審査の結果を不服とするテニユア申請教員は、テニユア審査結果通知書を受理した日の翌日から30日以内に、テニユア再審査申請書（別紙様式第5号）を機構長に提出することができる。

- 2 機構長は、前項の申請を受け、テニユア再審査委員会を設置し、テニユアの再審査を行う。
- 3 テニユア再審査委員会に関し、必要な事項は別に定める。
- 4 テニユアの再審査の手続きは第8条に準じて行う。ただし、再審査の結果は、テニユア再審査結果通知書（別紙様式第6号）により、テニユア・トラック期間の満了の日の2月前までに当該テニユア申請教員に通知する。
- 5 テニユアの再々審査は、行わないものとする。

（テニユア審査後等の処遇）

第12条 学長からテニユアを付与されたテニユア・トラック教員は、テニユア・トラック期間満了日の翌日から任期の定めのない教員となるものとする。

- 2 学長がテニユア付与を不可と決定したテニユア・トラック教員及びテニユア審査を希望

しなかったテニユア・トラック教員は、テニユア・トラック期間満了日をもって退職するものとする。

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成28年7月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この内規の適用の日にテニユア・トラック教員として機構に在職する者のうち、適用日前に教育開発センター、言語教育センター、スポーツ教育センター又は学生支援センターに在職していた者に係るテニユア審査は、書面審査のみとする。

附 則

この内規は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

岡山大学全学教育・学生支援機構  
テニユア審査基準

岡山大学全学教育・学生支援機構に所属するテニユア・トラック教員に係るテニユア審査は、テニユア・トラック期間における業績等について、以下の観点で総合的に判断し、審査する。

なお、審査にあたっては、所属するセンターの目的、業務内容及び職等を考慮し、各項目に対して重み付けを行い、総合的に評価する。

1. 教育及び機構・センター業務 (1) 教育及び機構・センター業務に関する業績 一 授業担当に関する実績 二 学生による授業評価 三 機構・センターにおける担当業務に関する実績 四 正課外学修支援に関する実績 五 その他
2. 研究活動 (1) 研究に関する業績 一 論文等に関する実績 二 科学研究費補助金等に関する実績 三 学会活動に関する実績 四 その他
3. 社会貢献及び管理・運営 (1) 社会貢献及び管理・運営に関する業績 一 社会貢献活動に関する実績 二 全学及び機構・センターにおける委員会等に関する実績 三 その他
4. その他 (1) その他 一 教員活動評価の結果 二 今後の教育及び機構・センターの業務に関する抱負 三 その他

※ 別紙様式第1号～別紙様式第6号 省略

岡山大学全学教育・学生支援機構所属教員テニユア審査における判断基準  
【基幹教育センター（教養教育部門〔スポーツ教育領域〕）：助教】

全学教育・学生支援機構運営会議

代議員会議（平成28年7月28日開催）承認

岡山大学全学教育・学生支援機構におけるテニユア・トラック制に関する内規第10条第2項に基づき、基幹教育センターに所属するテニユア・トラック教員（助教）に係るテニユア審査基準について、必要な事項を定める。

1. テニユア審査は、テニユア・トラック期間における業績等について、以下の観点で総合的に判断し、審査する。

審査にあつては、基幹教育センターの目的、業務内容及び職等を考慮するとともに、いずれかの基準を満たさない場合であっても、他の基準において特筆すべき実績がある場合は、その点を考慮して、総合的に評価する。

(1) 教育及び機構・センター業務の業績 次のいずれの基準も達成していること。

- 一 するスポーツ演習、健康・スポーツ科学を年12コマ（1学期平均3コマ）以上担当していること（但し、授業担当者が複数の場合は、担当者数で割った数値とする）。
- 二 みるスポーツ演習、あるいは支えるスポーツ演習を年1コマ以上担当（但し、分担も1コマとする）していること。
- 三 テニユア・トラック期間中に担当したいずれの授業においても、学生による授業評価（平均点）が3点以上あること。
- 四 学生・サークル対象の講習会等を年2回以上担当していること。
- 五 正課外活動における全学的な指導的役割を担当し、学生の自主的活動支援を行っていること。

(2) 研究に関する業績 次の基準を達成していること。

- 一 テニユア・トラック期間中に、筆頭者での論文を少なくとも2編以上公表していること。

(3) 社会貢献及び管理・運営に関する業績 次のそれぞれに該当する業績があること。

- 一 テニユア・トラック期間中に、社会貢献の活動（公開講座、生涯学習、社会人教育、または公的機関の委員等）において、評価すべき活動を行っていること。
- 二 スポーツ支援室の事業に対して、他スタッフと協働で推進できること。
- 三 テニユア・トラック期間中に、基幹教育センター及びスポーツ支援室内の役割や全学的な役割を担当し、管理・運営に貢献していること。

(4) その他

一 教員活動評価の結果

テニユア・トラック期間中の教員活動評価において、毎年C以上の評価を受けていること。